

職業安定分科会(第 192 回)	資料3-1
令和5年 3月 17 日	

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱



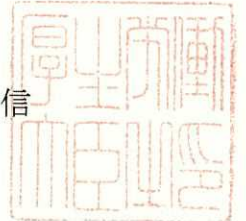
厚生労働省発職 0317 第 2 号

令和 5 年 3 月 17 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱
第一 職業訓練受講給付金の支給に係る要件の緩和

一 給付金支給単位期間における職業訓練受講手当の支給基準について、特定求職者並びに当該特定求職者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母の収入の額を合算した額が二十五万円以下であることとされているところ、これを三十万円以下であることとすること。

二 職業訓練受講給付金の支給基準等について、乳児、幼児又は小学校に就学している子を養育する特定求職者、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第四号に規定する対象家族を介護する特定求職者その他厚生労働省職業安定局長（第四の一において「職業安定局長」という。）が定める特定求職者（四において「養育・介護中等の特定求職者」という。）が実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等を受講した場合にあつては、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が百分の八十以上であることとすること。

また、やむを得ない理由以外の理由により認定職業訓練等を受講しなかった実施日がある場合の職業訓練受講手当、通所手当及び寄宿手当の額は、当該認定職業訓練等をやむを得ない理由以外の理由により

受講しなかった日数のその給付金支給単位期間の現日数に占める割合に応じて減額した額とすること。

三 職業訓練受講手当の支給基準について、実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練等にあつては、当該認定職業訓練等を行う者が定める時間数当該認定職業訓練等を受講していることとする。ただし、やむを得ない理由により受講しなかった時間数がある場合にあつては、当該認定職業訓練等を受講した時間数の当該認定職業訓練等を行う者が定める時間数に占める割合が百分の八十以上であることとする。

四 職業訓練受講給付金の支給基準等について、養育・介護中等の特定求職者が実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練等を受講した場合にあつては、当該認定職業訓練等を受講した時間数の当該認定職業訓練等を行う者が定める時間数に占める割合が百分の八十以上であることとする。また、やむを得ない理由以外の理由により認定職業訓練等を受講しなかった時間数がある場合の職業訓練受講手当、通所手当及び寄宿手当の額は、当該時間数のその給付金支給単位期間において当該認定職業訓練等を行う者が定める時間数に占める割合に応じて減額した額とすること。

五 給付金支給単位期間における通所手当の支給基準について、特定求職者の収入の額が十二万円以下で

あり、特定求職者並びに当該特定求職者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母の収入の額を合算した額が三十四万円以下であることとする。

第二・第三 (略)

第四 職業訓練受講給付金の支給に係る特例の廃止

一 給付金支給単位期間における職業訓練受講手当の支給基準について、特定求職者の収入の額が八万円以下（職業安定局長の定める場合は十二万円以下）であることとする暫定措置を廃止すること。

二 給付金支給単位期間における職業訓練受講手当の支給基準について、特定求職者並びに当該特定求職者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母の収入の額を合算した額が四十万円以下であることとする暫定措置を廃止すること。

三 令和三年十二月二十一日から令和五年三月三十一日までの間に認定職業訓練等の受講日がある場合について、当該受講日が属する給付金支給単位期間から訓練終了日が属する給付金支給単位期間までにおける職業訓練受講手当の支給基準を、当該認定職業訓練等を受講した日数又は時間数の当該認定職業訓練等の実施日数又は当該認定職業訓練等を行う者が定める時間数に占める割合が百分の八十以上である

こととする暫定措置を、廃止すること。

四 令和三年十二月二十一日から令和五年三月三十一日までの間に特定求職者がやむを得ない理由以外の理由により認定職業訓練等を受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日等がある場合の職業訓練受講手当、通所手当及び寄宿手当の額について、当該認定職業訓練等をやむを得ない理由以外の理由により受講しなかった日数のその給付金支給単位期間の現日数に占める割合に応じて減額した額とする暫定措置を廃止すること。

第五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 施行期日等

- 一 この省令は、令和五年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。